

IMSBCコードの概要

概要

船舶におけるばら積み貨物の運送は適切に行われなければ事故を誘引する可能性があることから、運送方法についてSOLAS条約及び附属コードであるBCコードで規定されてきた。しかし、事故が減少しないこと等を踏まえ、より効果的な安全策とするため、勧告であったBCコードを強制化したものである。

内容

- ・BCコードの強制化
- ・貨物の詳細な運送要件(特性・性質等)を船長に提出することを荷送人へ義務付け
- ・IMSBCコードに未掲載貨物の取扱を規定
 - コード未掲載貨物運送の承認及び当該承認にかかる荷揚国・船舶の旗国間の協議
 - 荷揚国が承認した運送要件に従った運送の義務付け

対象物質

全ての固体ばら積み貨物(穀類を除く)

- ・種別A：液状化貨物(液状化するおそれのある物質)
- ・種別B：固体化学貨物(化学的危険性を有する貨物)
- ・種別C：種別A、種別Bの両方の危険性を有しない貨物



スケジュール

2008年 IMO MSC85で採択
2011年1月1日より強制化

IMSBCコードの国内取入方針

国内取入の基本方針

基本的に、IMSBCコードをそのまま取り入れ(ただし、一部の船舶の運送要件遵守義務は軽減)

改正方法

船舶における貨物運送の基準を規定している特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)及び危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)において、既にBCコードを強制要件として一部取り入れていたのので、IMSBCコードとなって変更された点(詳細な運送要件の提出、コード未掲載物質の取扱等)を中心に改正する。

運送要件遵守義務の対象船舶

	種別A	種別B	種別C
国際航海船舶	○	○	○
非国際航海船舶	△ ¹	○	△ ²

○:すべての船舶に適用

△¹:平水区域又は瀬戸内において航行する船舶を除くすべての船舶

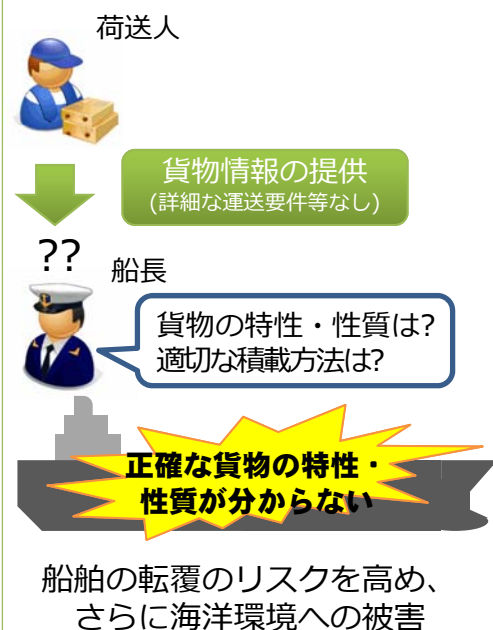
△²:沿海区域を超えて航行する船舶

スケジュール(予定)

2010年9月公布、2011年1月1日施行

固体ばら積み貨物輸送のイメージ

従前



改正後

